

◇ 社長への信用保証料

Q : このたび、会社が銀行から融資を受けますが、会社に担保がないので、社長の不動産を担保に入れようと思います。この場合に、社長に対して信用保証料を払っても問題ありませんか？

A : 保証料の額が適正であれば、問題ありません。

【解説】

金融機関から融資を受ける場合には、通常、担保提供が求められますが、会社に担保物件がない場合には、よく社長が所有する不動産等を担保物件として差し入れるということが行われています。

そしてまた、会社に担保物件がない場合には、信用保証機関や金融機関等に保証料を支払って融資を受けるということも行われています。

このようなことから、社長の担保提供に対して、信用保証料を払っても、信用保証機関などの第三者機関に保証料を支払うことと何ら変わらないことから、その担保提供に対する保証料の額が適正であれば、その保証料は損金として、認められることになります。

ただし、保証料の額が高額であるときは、その高額な部分の金額はその役員に対する経済的な利益の供与となりますので、役員給与として取り扱われます。

なお、保証料は払わなくても課税上問題にはなることはありません。

